

会員規程

（目 的）

第1条 この規程は、規約第4条の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員の種別）

第2条 正会員は、本協議会の活動・事業に参画・協力するものであり、次のとおり区分する。

- (1) 法人正会員：法人もしくはその他の団体・事業者
- (2) 個人正会員：個人である者（事業を目的とする場合を除く。）
- (3) 学生正会員：大学生・大学院生等である者
- (4) 名 誉 会 員：本構法の発明もしくは開発・普及への貢献が顕著な者
- (5) 創 設 会 員：本協議会の設立発起人である者

2 名誉会員は、総会の決議により選出するものとする。

（賛助会員の種別）

第3条 賛助会員は、本協議会の活動・事業を賛助するものであり、次のとおり区分する。

- (1) 法人賛助会員：法人もしくはその他の団体・事業者
- (2) 個人賛助会員：個人である者（事業を目的とする場合を除く。）

（提出書類）

第4条 規約第12条に定める入会、変更、退会に係る提出書類は以下の書式とする。

- (1) 規約第12条第1項に定める入会申込書は、別紙第1号の様式に基づく書面とする。
- (2) 規約第12条第2項に定める変更届は、別紙第2号の様式に基づく書面とする。
- (3) 規約第12条第3項に定める退会届は、別紙第3号の様式に基づく書面とする。

2 前項に掲げる書面は、電磁的方法により作成し、提出できるものとする。

（改 廃）

第5条 本規程の改廃は、総会の決議による。

（附 則）

この規程は、2013年6月9日から施行する。